

議 事

○加藤刑事法制管理官 本日もお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会第8回の会合を開会いたします。

初めに、事務局側の構成員に交代について報告いたします。

法務省人事異動によりまして、官房審議官が岩尾から当会の前回まで司会を務めさせていただきました上富に交代となりました。また、刑事法制管理官が上富から、私、加藤に交代したことに伴いまして、私が司会を務めさせていただきます。

さらに、刑事課の参事官が濱から佐藤に交代しております。佐藤参事官は刑事法制企画官の中村の前任者として、当会にも以前参加させていただいた者です。

簡単に御挨拶をさせていただきます。

○上富大臣官房審議官 上富でございます。引き続きお世話になります。よろしくお願いいたします。

○加藤刑事法制管理官 刑事法制管理官を命じられました加藤でございます。直前の職は、東京地方検察庁立川支部の捜査担当の副部長でございましたので、恐らくここにいる検察官の中では一番現場に近いのではないかと考えております。そのような情報提供等を含めて参加させていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○佐藤参事官 この度の人事異動で刑事局の刑事課参事官を拝命しました。本会には第1回から第4回まで、刑事法制企画官として参加しておりました。また、このように参加することになりまして、3回ほどお休みを頂戴していましたが、また復帰いたしましたので、引き続きよろしくお願いいたします。

○加藤刑事法制管理官 それでは、初めに本日の配布資料でございますが、本日の資料は、議事次第のみでございます。

早速、意見交換に入ってまいりたいと思います。まず、本日からの議論の進め方について、冒頭、説明させていただきます。

前回までの意見交換会におきましては、論点整理表に従って、一つずつ各論点を御議論いただき、一通り皆様方から御意見を頂戴してまいりました。本日からは二巡目の議論をお願いしたいと考えており、論点整理表に従いまして、順に一巡目の議論を踏まえて、更なる御意見、御提言等があれば、頂戴したいと存じます。

その際は、以前にいただいた御意見等の繰り返しにとどまらず、更に建設的な御意見を賜れば幸いです。

また、本意見交換会の性格につきましては、法制審議会における、いわゆる答申のような形で結論を得るとか、あるいは何らかの意思決定を行うといったことを予定しているものではなく、平成19年改正刑事訴訟法等に関する検討のために、意見交換という形で幅広く皆様方の御意見、あるいは御提言を伺う場として開催しているものでございますので、その趣旨を踏まえて、引き続き中身の濃い御議論を頂戴できればと存じます。

まず、論点整理表の「第1 被害者参加制度に関するもの」のうち、「1 刑事訴訟の構造と被害者参加制度」についてです。この点は、重要な論点ではございますものの、各論点全体に共通する内容でございますので、あらかじめ皆様に御了解いただいておりますとおり、この場で改めて御議論をするということではなく、各論点の御議論の中で、必要に応じてこの点に関する御意見も頂戴できればと考えております。

したがって、その次の「2 被害者等の範囲」に進ませていただきます。この点は、一巡目の御議論におきましては、「事実上の夫婦関係、親子関係への拡大」という点からの御意見等と、それから「三親等、四親等の親族への拡大」という点から御議論いただきました。

このような前回までの御議論を踏まえて、更に御意見等があれば頂戴したいと存じますが、これまでの御議論について、事務局の方で一応の取りまとめをしておりますので、この点の御説明をさせていただきます。

○奥村弁護士 すみません。今、個別の論点に入る前に、進め方は今おっしゃったような進め方で特に異論はありません。ただ、一応、何回かやって、一巡目の議論が終わったところの感想をこれからの議論のためにも一言、言わせていただきたいなと思います。

大きくは2点ありまして、一つは、最もあったパターンの議論は、被害者団体の方々から「こういう例があるから、こういうふうにしてほしい。」というお話があって、それに対して、皆さん方から意見を言う、そういうパターンが一番多かった。もちろん、大変勉強になりました。ただし、それに対する印象としては、確かにそういう事例があって、それに対するそういう御希望があるというのはよく分かるんですが、私

の方で刑事訴訟法の構造の問題も言いましたけれども、やはりこの3年後見直しという意見交換会の中で議論をするとすれば、もちろんそういう具体例を踏まえつつでも結構なんですけれども、この制度全体の調整点をどういうふうにして持ってくるかという、そういう制度論を含めた、全体を踏まえた議論をもう少しできればよかったかなというふうな感想を持っているというのが一点です。

もう一点は、この被害者参加制度に対する実態に対する検証が足りないのではないかとこのように感じました。一応、裁判所と法務省からは統計的な数字が出ました。それから、被害者団体に対するアンケート、それから、日弁連の被害者支援委員会のアンケート、これは被害者参加弁護士に対するアンケートです。それから、我々刑弁センターがやった弁護士に対するアンケート、そういうものを出させていただいたわけですけれども、どれもある程度限定的なものでしかない。そういう感覚があります。

それから、学者の方々の論文とか、そういうものも、2000年から2007年、8年、9年ぐらいまでは結構いろいろなものが出たと思われませんが、その後、実際に被害者参加制度が運用されて、それを踏まえての研究者の論文というのも余りないのではないかと。ほとんど見ていないというような状況があります。

統計的数字でいくと、被害者参加の参加率は、被害者参加対象事件の4、5パーセントと言われている。裁判員裁判対象事件に限っても、10パーセントから10数パーセント程度の参加率だと言われている。そういう実態や原因の分析も踏まえた検証が余りできていないのではないかなというふうに感じています。もちろん、なかなか難しい面もありますけれども、そういう実態をちゃんと踏まえた検証をきちんとやった上で、もっと制度に対する意見交換をやった方がいいのかなというのが正直な感想です。

以上、2点。もし、ほかの方々も一巡目の議論の全体イメージというか、それで御意見があったらお聞かせいただければと思います。

○加藤刑事法制管理官 御議論いただくに当たっての踏まえるべき点としての御提言と受け止めればよろしゅうございますか。

今の奥村先生の御発言に対して、どなたか。

○片岡最高検察庁検事 最高検の立場から、今の切り口について若干申し上げたいと思います。

具体的な論点に対する話の中身はともかくとして、今の御発言、私もちょうど同じことを思っておりました。

私、この会議に出させていただくようになって、あるいは最高検に昨年来てからですが、仕事柄、いろいろな地検に出張で参ります。また、被害者対応の担当ということで、各検察庁での被害者対応において、どんな問題あるいは課題があるのか、あるいは運用がどうなっているのかについて、いろいろな形で聞くわけですが、被害者参加制度を始めとして、おおむねうまくいっていて、被害者の方からおおむね良い意見を頂いている。大勢において順調に運用しているというものが多く、具体的な話を聞いたり、あるいはある庁では調査をしたりしますが、おおむねうまくいっているようです。確かにこの会議に出てくる、個別の事例で挙がっているものには被害者から見れば御不満があるんでしょうけど、個別の事例の事情に応じてこういう運用になっていますという話であると思います。そうすると、それはそれで先ほど御発言がありましたように重く受け止め、運用の改善とか、あるいは御不満を少しでも解消するような方策はないかというのを検討する必要があると思います。ただ、その御不満がある個別の事例があったからといって、制度を改正する、つまり、ここの場の^そ俎上に載せて、そういう事例が一つあったから、じゃ、制度を全部見直しましょうということになるかと言うと、片や同じ庁で聞いた流れの中でも、あるいは同じ論点の中でも、うまくこういうやり方をすれば、この被害者の方々にとってはうまくいっているものもあります。それをいろいろ工夫はあるでしょうけど、被害者の方への説明の仕方、タイミング、あるいは説明に用いる用語、もっと分かりやすい用語を用いる、そういうこともあるでしょう。そういう工夫はあるにせよ、制度を見直すような話でしょうかというような話も多いので、そこは運用の見直しというのはもちろんあり得ても、あるいは個々具体的な中でなるべく被害者の御不満を解消するようなことがあり得ても、そういう事例が全国のどこかに一つあったからといって、制度を見直しましょうという議論になるかと言うと、なかなか立法的事実といいますか、どこまでそれがそういうふうな広がりを持って、全国的に問題があるものとして、ここで議論しないといけな
いのかということについては、もし仮に議論しないといけないということであれば、皆さんでその立法的事実を、その数の上でも、あるいは問題の深刻さの上でも、もう少し掘り下げて、みんなで全体の事実を認識し合った上で、制度改正に向けて議論す

べきかなと思います。ちょっと言い方に語弊があるかもしれませんが、せっかく大事に育てている制度なのに、今のやり方が駄目だという苦勞している全国の地検に申し訳ないかなという感想を持ちました。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 ただ今最高検の方からおおむねうまくいっているという御感想でしたが、私が、被害者と直接会っていろいろ話を聞いていますと、おおむねではなく、大変うまくいっている、そういう感想を持っております。

ところが、被害者の方が初めて私の事務所へ来て、びっくりすることを私に言います。私の方からはもちろん、平成20年に被害者参加制度が施行されてから、被害者は、こういうことができるようになりましたという話をします。そうすると、「それしかできないんですか。」という顔をされるのです。どうしてもっといろいろと、例えば「公判前整理手続に参加できないのか。」とか、「どうして証人に対しても事実を聞くことができないのか。」とか、多くの疑問を投げかけてきます。もちろん、公判前整理手続とか、証人への犯罪事実の質問権というような専門用語を用いて疑問を言うのではなく、素人なりの表現で仰せられる疑問を聞いていると、大体、今述べたような趣旨で疑問を呈されていることが分かるのです。もちろん、平成20年11月30日までは、判決文すらもらえなかったのですよと、そのような、過去の、被害者の非常に置き去りにされた状況を説明すると、やっと理解はしてくれますが、事件に遭った人の、今の法制度への感想というのは、「これしかまだできないのか。」というのが正直なところなのです。

ですから、もう少し発展させていくという意味での見直しをやっていくべきではないかと、私は考えております。

○前田犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表 私の方からも二巡目の論議に当たって、少し違った視点から補足的に述べさせていただきたいと思います。

これまでの刑事司法に足らざるところがあって改正されたのが、今回の被害者参加制度であると思います。この制度を成熟・純化させるための論議が、この意見交換会の目的であると考えて私は参加しましたし、今もその思いを強くしているところです。決して足踏みをしたり、後戻りをしてはならないと思います。

この制度を考える原点は基本法及び政府の基本計画にあると思うのですが、1点だけ述べたいのです。第一次の基本計画Ⅲの重点事項③に、刑事司法の目的は社会秩序

の維持に加え、犯罪被害者等の権利利益の回復に重要な意義を要する。そのことを認識して手続が進められるべきであるということが書かれているわけです。そこに、付け加えて「刑事司法は犯罪被害者等のためにもある」という文言もありました。

この「社会秩序の維持」と「被害者等の権利回復」との連関について一言、当事者として述べたいと思います。

社会秩序として、犯罪行為の未然防止を図る。これは大変大切なことだと思います。犯罪行為を憎み、決して許さない。そういう意識がしっかり根付いている社会。私は「社会正義」と言っても良いと思っていますが、この社会正義には被害者の視点が貫かれていなければならない。私は被害者遺族となり、そのことを強く思い知らされています。交通犯罪に対する社会の対応もそうですが、日本の社会では、被害者に何も過失がない場合においても、何か落ち度や原因があったから被害に遭ったのではないか、そういう偏見で見る風潮が根強く残っていると思います。裏を返すと、加害者の犯罪行為に寛容なわけです。望んで被害者になったわけでもないのに、被害者側と加害者側とを対等に論じる風潮も正に不条理と思っています。

こうした偏見と風潮を取り除くためにも、被害者の視点が貫かれなければなりません。これまでも、被害者の側から物事を見るということによって、それまで犯罪行為と見られなかった行為が、新たに犯罪としてきちんと位置付けられた。そういうものがあるわけです。十数年前まで犯罪として認められていなかったストーカー行為、DV、児童虐待、などがそうです。

私は、亡き長女の犠牲を無駄にしないために、「被害者の視点が社会正義につながる」ということを座右の銘にして生活しておりますが、そのためにどうするか。やはり被害者自身が真の権利主体となり、その実情や思いを語り伝えなければならないわけです。法律制度の改正も含め、社会に発信し求めなくてはならない。しかし、この語り・発信するという勇気や力を、私たち被害者の多くは持ち得ていません。絶望感にさいなまれ、世間との隔絶を余儀なくされて、生きることだけで精一杯。すさまじい二次被害も後を絶たないのです。幾ら懸命に活動をやっても成果が表れても、報告すべきその人がこの世にいないわけです。これが現実ですから、一番重要な刑事司法において、被害者等の尊厳が踏みにじられては、私たちに生きる力そして社会に発信する勇気も完全に萎えてしまいます。その意味でも被害者等の尊厳回復と刑事司法への

信頼に大きく関わる今回の被害者参加制度の充実は非常に重要である。そのことをいま一度強調しておきたいと思います。

被害者参加制度は、緒に就いたばかりです。戸惑いも多々あると思います。しかし、制度が意識を変え、意識がまた更に制度を変えていく。このプラスのサイクルによって社会正義が真に実現する方向に向かうのだと思います。被害者参加の意義が社会全体に根をおろすために、更なる努力と時間が必要であるとも思います。そのために、成熟・純化に寄与する論議にしたいと思いますし、していただきたいと願います。感想めいた発言ですが、以上です。

○大澤東京大学教授 皆さん御感想述べられているので、余りここで長く時間を取るのも適切ではないのかもしれませんが、私も一言だけ申し上げさせていただきたいと思います。刑事裁判というものに対して被害者の方の期待が非常に大きいということはこれまでの議論を通じひしひしと伝わってきましたし、それはある意味、刑事裁判などというものは期待してもしょうがないんだというように突き放されてしまうことに比べれば、幸せなことなのかもしれないと思います。ただ他方で、刑事裁判というものは決して万能なものでもないということも、もう一つ押さえておかなければいけないところだと思います。例えば、社会的な生の事実とでもいうものを丸々対象として、一体何があったのかということをも100パーセント解明するというようなことを刑事裁判に期待しても、それはなかなか難しいところもあるかと思っています。

そういう生の事実の中から刑罰を科するという上で意味のあるところを切り出してきて、刑罰権の実現に必要な範囲での事実を取り上げて、それが証拠によって認定されるかどうかを吟味していくというのが、刑事裁判の場であるはずではないか。その大きな枠組み自体は、やはりこれはなかなかいじれないし、平成19年の改正のときにも、そこはきちんと維持した上で、その中でできる限り被害者の尊厳を図っていかうということであったのだらうと思います。そのところもきちんと押さえておくことが必要であるということを感じました。

○熊谷全国被害者支援ネットワーク理事 被害者支援が多くの方に浸透しており、被害者の方々の裁判所や検察庁に対するイメージも大分変わってきていますので、おおむね平成19年改正の成果は表れてきていると思っております。そういう意味では、片岡検事を初め多くの方が発言されたことは、私も間違いのないことだと思っております。

そこで、更によくするためにどうするという議論が、この場の中心になろうかと思えますけれども、その一つとしては今の制度で問題があるから変えてしまおうという議論もあるかもしれませんが、もう一方で、運用を改善すれば何とかなるんじゃないのかという議論も多々あります。しかし、運用の問題はここで議論しないのかと言うと、それは、ちょっと不適切ではないかと思えます。

というのは、検察官、裁判官、また弁護士もある意味そうですねけれども、非常に裁量の範囲の広い仕事をしていますので、運用の部分を度外視してしまっ、各個人の判断次第ということになってしまうと、結局改善していくことが困難になってしまうのではないかと思うからです。ですから、運用の改善で是正可能だという話であっても、ここで話題にすることによって、場合によっては新しい制度を作らなくても、今ある制度の中に、例えば解釈指針のように、こういうことができるという規定を設けることで、裁量行使するに当たっての検討材料になるような条文を設けるという形で、被害者の支援をより実質化するような道も考えられないわけではないので、そういった点を視野に入れて幅広く議論をさせていただきたいと思っています。

○上富大臣官房審議官 二巡目を開始するに当たって貴重な御意見、ありがとうございます。それを踏まえて活発な意見交換が進められればと、事務局としても思っております。

最後の熊谷先生からの御指摘の点に関連して申し上げます。この意見交換会では運用改善に関する御意見も当然議論していただいて結構でございます。元々この意見交換会をお願いしている趣旨と申しますのは、平成19年改正法の附則第9条の、法律の施行後3年を経過した場合において検討を加えて、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとされている条項に基づく、これは政府に求められた条項ですけれども、それに基づいて、法務省として様々な検討を現在行っている、その中の一環として、この意見交換会をお願いしているというものです。

運用に関わる問題についても、検討の対象としていただいて構わないのは当然だと思っております。その上で、検討を求められている主体は私ども政府でございますけれども、このような形で意見交換会という場を設けさせていただいたのは、私どもだけではなく、この制度の運用に実際に関わっておられるそれぞれの立場で違った視点、あるいはバックグラウンドの下で実際の運用に関わっておられる皆さんに入っていた

だくことで、幅広い御意見、しかもこの3年、4年にわたる運用状況を踏まえた幅広い御意見を伺うことができるのではないかと期待して、お忙しい中お集まりいただいているところでございます。

したがいまして、これまでの運用状況についても、個別の事件に現れた現象をきっかけとする形でも結構でございますし、更により一般化した形での実情を踏まえた御意見でも結構ですが、これからも皆さんの豊富な経験に基づいた運用状況を踏まえた御意見をいただくことで、私どもの今後の検討の参考にさせていただければと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○堀江京都大学教授 最初の奥村弁護士の御指摘を受けまして、一言だけ申し上げます。

個々具体的な問題事例の紹介から議論が始まるという点、制度全体を視野に入れた議論が足りないのではないかと、そういう御指摘だったかと思いますが、研究者としましては、運用の実態がどういう状況なのかというのはなかなか見えにくいところがございます。その意味では具体的な問題例を御紹介いただくのは非常に勉強になることだと感じております。ただ、問題例として御紹介されるのが、制度運用の一般的な実態を表しているのかという点は、よく考えた上で議論をしないといけないのだろうとも思っております。

その上で、制度全体を視野に入れた議論の必要性ということですが、その点は私自身も全く同感でございます。また、研究者としては、正にそういった視点から何かものを申し上げることが、役割として期待されているのだろうと思ひまして、そういう意識で発言させていただいていたつもりではございますけれども、まだまだ足りないという御指摘かと思ひます。その点は大いに反省しなければならないと思っております。

○奥村同志社大学教授 私も一言ですが。この検討会に参加させていただいた理由の一つは、犯罪被害者等の権利・利益の擁護を、被疑者・被告人の人権とのバランスを図りつつどこまで認めうるかを考えるためという点にあります。従来、犯罪被害者等は刑事司法の手續の中で「忘れられた存在」(Forgotten Person) という位置付けでしかなく、欧米でも同様であったわけなのですが、犯罪被害者等が刑事手續の中において、保護、地位の向上が図られてきました。特に平成19年刑事訴訟法改正で被害者参加制度が導入された際に、私も刑事訴訟の改正の法制審に関わらせていただきました。

れども、同制度が導入されれば、犯罪被害者等は「忘れられた存在」では、もはやなくなるであろうと思った次第です。

それで、被疑者・被告人の人権と犯罪被害者等の人権とのバランスが大事だろうという観点から、私は被害者の問題を研究してきたのですけれども、被害者参加制度の問題は、どこまで被害者の権利主張、地位の向上ということを図っていくことが、被疑者・被告人の人権も合わせ、バランスを取ることができるのかということを考えてきたんですけれども、この検討会で具体的な事情を学ばせていただいて、どこにその落ち着きどころといいますか、着地点を見出すことができるのかということを勉強させていただいてきたということで、また今後とも検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○加藤刑事法制管理官 二巡目の御議論に当たつての進め方、あるいは視点等について貴重な御意見いただいております。この件、御関連の発言はもうよろしゅうございましょうか。

では、ただ今頂戴いたしましたような視点、観点も踏まえて、二巡目の御議論を頂ければ幸いと存じます。

論点整理表に沿つた御議論に戻させていただきます。

先ほど途中となりましたが、論点整理表第1の2番の「被害者等の範囲」につきまして、一巡目の御議論では、「事実上の夫婦関係、親子関係への拡大」、あるいは「三親等又は四親等の親族への拡大」という観点から御議論いただいております。前回までの御議論を踏まえて、更に御意見を頂戴したいと存じますが、これまでの御議論についてまとめたところを、事務局から報告いたします。

○中村刑事法制企画官 では一巡目の御議論について、その概要を御説明申し上げます。

まず、「事実上の夫婦関係、親子関係への拡大」という点につきましては、積極的に考える立場の方からは、「事実上の内縁関係であっても被害者参加人にふさわしい者に門戸を広げるべきである。」という御意見がありました。他方で、これに対しましては、「事実上の関係の有無の判断が困難である。」、あるいは「法律婚と事実婚の配偶者の両者が参加したいという場合に混乱が生じる。」といった御意見がございました。

また、「三親等又は四親等の親族への拡大」に関する御議論ですけれども、積極的に考える立場の方からは、「兄弟よりも甥・姪の方が、被害者との結び付きが強い場合も

あるのではないか。」という御意見がございました。他方、「三親等・四親等の親族に被害者参加を認めるべきニーズが多いという現状にあるか疑問がある。」という御意見もございました。

さらに、「被害者等」の範囲を変更することにつきましては、告訴権者の範囲の在り方や、被害者参加制度以外の「被害者等」の定義を用いている制度との関係も含めた議論が必要になるのではないのか、といった御意見もございました。

これらの御意見を踏まえた上で、更に付け加えるべき御意見等がありましたら、よろしく願いいたします。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 事実婚とかそういったものに拡大したときに、被害者参加人の中で法律婚との間で意見の対立ができて手続が混乱するのではないのか、そういう意見も確かにありました。

でもこういった意見の対立というのは、事実婚、法律婚に限らず、今の現行制度でも現実起きています。第1回目の意見交換会のお話したと思うのですが、自分の弟が旦那さんを殺してしまったという場合に、被害者の奥さんの被害感情と、その二人の間にいる子供の被害感情が決定的に対立してしまいまして、奥さんは被害者参加から事実上脱退してしまった、そういった例を紹介させていただいたと思います。だからこそ、被害者側には国選被害者参加弁護士を複数付けていただきたい、そういった話につながったかと思えます。

事実婚と法律婚についても、やはりそれぞれ別々に国選被害者参加弁護士を付けて参加すれば、意見対立の問題点は解消できるのではないかと、私は考えております。

○香川最高裁判事第二課長 一巡目の議論の際に、確か国民年金法では、事実上の婚姻関係にある者に受給権が認められるという規定があるので、これを参考にしてはどうかというような御意見の紹介があったかと記憶しております。不勉強でよく知りませんでしたので、その後これについて少し調べてみました。

確かに国民年金法第5条第8項では、国民年金法における配偶者、夫、妻、こういう者には婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとするという規定があるようでございます。国民年金法の下でこういう認定ができるのであれば、裁判所でも同じ認定はできないか、こういう御指摘だったのかなというふうに理解をいたしました。ただ、この国民年金という社会保険の受給権の問題と

ということが大きいかもしれませんが、国民年金法上は法律婚と事実婚と両方ある場合、いわゆる「重婚的内縁」の場合には、「二人とも」ということはできないようでございまして、「一方だけ」という、こういう前提であるようでございます。そのためなのかもしれませんが、内縁関係にあるかどうかということについて、こういう調査をなさいということが、どうやら厚生労働省の通知等で決められているようでございまして、その中身を見ますと、「別居の開始時期」ですとか、「別居期間中における経済的な依存関係の状況」、「別居期間中における音信、訪問等の状況」で、事実婚の場合はこの逆でしょうけれども、「いつ同居を開始した」とか、「同居期間中、どういう依存関係にあるか」とか、そういうことを調べなさいという規定になっているようでございます。

これをそのまま今の被害者参加の資格の方に持って行って、これを裁判所が認定しなさいということになると、刑事裁判の審理を担当する裁判所がこういう事実関係を調査しなければいけないということになり、かなり負担が大きいかなというふうに思ったところでございます。第1回にも、どういうことを調査して、どういう資料でどうやって認定するかというところは、もし制度を作る場合にはよくよく検討していただきたいと申し上げたところとつながるわけですが、国民年金法について改めてそのように思いましたので、追加して申し上げました。

○奥村弁護士 弁護人の立場から申し上げますと、まずは制度的にどこかで範囲を切らなくてはいけないというのがあります。その範囲を広げていった場合に、弁護人の立場からいくと、参加可能な範囲を広げることと、参加者が増えることとは、直接的には違うんですけれども、やはり必然的に被害者参加人として参加されてくる方々が増えてくる。我々が指摘している弊害の問題については、基本的にはこの場の中に被害者参加人の方々、あるいは被害者参加弁護士がたくさん入ってきて、その中でいろいろな問題点が起こっているという指摘をしたことがありますけれども、増えれば増えるほどそういうところが増えてくるような感じがします。

それから、あと実際上の問題としては、例えば傍聴等に関しては、実務的にかなり尊重されているのではないかと。そうすると、傍聴することによって一定の情報を得るという方向性のものは、現在でも満足されているのではないかと、そういうふうに感じます。

また、増えるということに関して、被害者参加人が増えて、もちろん質問する、あるいは意見陳述をするというのは全員がやるとは限りませんが、飽くまでも刑事訴訟法の中で、一定の限られた時間の中にどういうものを審理するかということを考えて場合に、その被害者側の被害感情の立証、あるいはそういうものに関して、やはりおのずと全体からいけば範囲が狭い。それ以外の犯罪事実あるいは量刑の一般的な考え方でいくと、いわゆる犯情の部分に関しての審理というのは、刑事裁判の中では時間も取って充実してやるというのが基本的な構成だろうというふうに考えますので、どんどん広げていくということに関しては、刑事裁判全体から考えても、やっぱり問題点があるだろうというふうに考えています。

○熊谷全国被害者支援ネットワーク理事 確かに制度である以上、どんな場合でも参加できればいいとしてしまうのは、問題があると思います。ですから事実婚の場合について参加を認めるということであれば、当然その要件ですとか、疎明資料などについてはきちんと詰めなければいけないということは当然だと思います。ただ、現実に関私に経験している事例でも、法律上の婚姻関係はもう形骸化してしまっていて、事実上の婚姻関係が社会的には普通の婚姻関係と認められているような場合や、たまたま婚姻届が出ていなかったがために、被害者参加ができないという方がいらっしゃるわけですね。そういう方を法形式だけで排除してしまうというのは、被害者の支援という立場から見ると問題があるんじゃないかと私は思っています。

確かにいろいろな立場の人が裁判に参加すると、刑事司法の本来の目的を害するんじゃないとか、いたずらに訴訟が遅延するんじゃないかという懸念があることもよく分かるんですが、参加が許される範囲と、実際に参加できるかどうかはまた違います。今参加が認められている人たちであっても、裁判所が許可をしなければ参加ができないわけですね。仮に法律上の正規の婚姻関係がある者と、事実婚の者が双方申請した場合、双方が相当ということであれば双方出してもらって構わないですし、明らかに一方には相当性がないという場合には、それは参加が認められないということも当然あると思います。

ですから、参加ができる基準は、実態に即して広げていく。ただ実際に参加できるのかどうかは、個々の事件できちんと見ていく。そういう対応で今後検討を進めていくのが、妥当だと思っております。

○加藤刑事法制管理官 事実上の親族関係の取扱い等について御意見いただきましたが、この点につきましてはこの辺りにさせていただきます、次の論点に進ませていただきます。

次は、第1の3番目の「被害者参加制度の対象犯罪」について、「対象罪名の範囲を変更すべきか」について、御議論いただきたいと思います。この点も、これまでの御議論につきまして、まずは中村から御説明申し上げます。

○中村刑事法制企画官 対象罪名に関しましては、「性犯罪を除外すべきだとの意見も見られる。」という御紹介もありました一方で、「性犯罪についても被害者参加が多く実施されており、一律に除外すべきではない。」という御意見や、「被害者参加の対象犯罪を縮小するという意見は理に合わない。」という御意見がありました。

また、この論点につきましては、ほかに「否認事件を被害者参加できる事件から除外すべき。」、あるいは「否認事件における被害者参加ができる手続の範囲を限定すべき。」という御意見も出されておりました。この点につきましては、どのような罪名の事件を被害者参加の対象とすべきかという議論ではなくて、論点整理表の「6 被害者参加人等による訴訟活動の範囲」の最後の丸でございますけれども、「公訴事実等に争いがある事件において被害者参加の許可の範囲を限定すべきか」という論点での御議論になろうかと思われますので、後日そちらの論点の際に御意見を頂戴したいと存じます。

本日は、対象罪名に関する論点につきまして、前回の御議論を踏まえて、更に付け加えるべき点があれば、よろしく願いいたします。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 これはいわゆる同一訴訟手続内で、複数の犯罪が併合罪として起訴されたときも、やはりそこで一番顕在化する問題だと思います。例えば、死体損壊と殺人で起訴されていたら、死体損壊についても許可の対象にしてほしい。そういう、同じ手続で複数の罪が併合罪で起訴されているときには、その部分については最低限、対象犯罪を広げていただかないと不都合が起きるのではないかと、私は思います。

○加藤刑事法制管理官 今の高橋先生の御指摘の点は、この論点整理表で申しますと、第1の6の三つ目の丸のところ、「被害者参加を許可された事件と、併合審理又は区分審理されている当該事件以外の事件」についての訴訟活動を認めるべきかという論点

の中でまた御議論いただきたいと思います。

この点に関してはほかに御発言はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、対象罪名の点につきましては、この程度にさせていただきます。

続きまして、第1の4の「公判前整理手続と被害者参加制度」についてです。ここは皆様方の御関心の高い点であろうと存じますので、まず、前回までの皆様方の御意見等を踏まえまして、議論が深まるよう御意見を頂戴できれば幸いです。

この点につきましても、これまでの御議論の概要について、まずは中村から報告させていただきます。

○中村刑事法制企画官 公判前整理手続における被害者参加人の関与につきましては、前回までの御議論では、これを積極的に考えるお立場からは、「公判前整理手続に被害者参加人あるいは被害者参加弁護士を同席させてほしい。」という御意見があったところでございます。積極的にお考えになる立場の御意見といたしましては、「被害者が蚊帳の外に置かれたまま、公判前整理手続で実質的に公判審理に近いことが行われ、公判審理の帰すうが決まっていると思われるので、参加の必要がある。」という御意見、また、「公判前整理手続における主張や証拠の整理において、被害者の意見を反映させるために参加の必要がある。取り分け公判前整理手続では証拠の絞り込みが行われ、その過程や理由を知り、納得するプロセスが必要。」という観点からの御意見、また、「検察官による説明が行われておりますけれども、公益の代表者である検察官による説明では足りない。直接、手続を見る必要がある。」という御意見、また、「公判期日等の審理の日程調整については、「被害者参加人の意見も直接同席して反映させる必要がある。」という御意見、これは積極説、消極説それぞれの立場からの意見ないし反論となりますけれども、「被害者参加人が証人となる可能性もなく、公判前整理手続に参加しても記憶に影響が生ずるおそれがない事件、そういった事件では公判前整理手続への出席等を許容できる場合があるのではないのか。」という御意見などがございました。

他方、これらの御意見に対しましては、1点目について、「裁判所が公判前整理手続で、先に心証を取ってしまうことはない。」という御意見、また、2点目に関しましては、「争点や証拠整理につきましては、訴因を設定し証拠調べ請求を行う検察官が主体として行うものであって、公判前整理手続でのこれらの過程については、検察官が説

明するという対応が行われることとされておりまして、その運用がもっとうまくなされるとよいのではないか。」という御意見、また、「公判前整理手続は、争点や証拠の整理につきまして裁判所と訴訟当事者の忌たない意見交換を通じて行われているところ、被害者参加人が出席されることで弊害がある。」という御意見、また「審理日程を決める事実上の打合せ期日を設けて、被害者参加人側の日程を反映させる運用というのも既に行われている。」という運用の御紹介などもありました。

これらの御意見を踏まえまして、更に付け加えるべき御意見がございましたら、よろしくお願ひいたします。

○若園東京地方裁判所判事 一巡目の議論でいろいろと御意見をお伺いして、やはり公判前整理手続は非公開でやっておりますので、どうしても特に被害者団体の方々については参加できないということで、何か中でやっているんじゃないかという、そういうような御意見が一巡目にあつたと思います。そのときにも御説明しましたが、もう1回、実際、今の普通の裁判員裁判の事件で、公判前整理手続というのはどういうふうに行われているのかということの一端をお話をしたいと思います。

まず強調しておきたいのは、飽くまでその公判前整理手続というのは、いわゆる公判準備、つまり公判のための準備の手続だということです。その目的は事件の争点と証拠の整理と法律に書いてあります。もちろん並行して、裁判員裁判の場合はどうやって審理をしていくかという審理計画、これも同時にやっています。今年の5月が参りますと、裁判員法施行後5年ということですが、まだまだ5年しか実施しておりませんので、日々いろいろな問題が生じて、実務のやり方も日々変わっております。ですから、ここで話しするのは、飽くまで今やっているということで、例えば2年前、3年前はやや違うやり方をやっていたということもひょっとしてあるかもしれませんが、それを前提でお聞きいただきたいのです。大前提としてやはり裁判員裁判は、これまで全く法律に関係のない、いわゆる一般市民の方がある一定の時期、無作為に選ばれて、裁判官と一緒に事実認定、それから量刑の判断を行うという制度です。

したがって、必然的に集中的な審理、評議が予定されます。お仕事を離れて来ていただくわけですので、あらかじめこれぐらいの日数でこの裁判を行うので、この日程で是非参加してくださいということをお願いするわけですので、必然的に今までとは違った公判準備の手続が必要になるということです。また、同時に法律に関係のない

一般市民の方が事実認定、量刑を判断するわけですから、当然一般の方が法廷で証拠や証言を見たり聞いたりして、分かりやすい、はっきり、よく分かる裁判である必要があります。この二つの観点から、裁判員法施行に伴って、公判前整理手続という新たな公判準備手続が法律で定まった、こういうことになります。

今まではそういう集中審理ではなく、まず法廷を開いて検察官が証拠請求をして、それについて弁護人が証拠開示を受けて、ということで、またそこからは2週間後とか1カ月後とかいうふうに、五月雨式とよく言っていましたけれども、そういう審理を行っていたわけです。しかし、弁護人・被告人側の人たちにとってみれば、集中審理を裁判員裁判で行うということになると、当然、事前に証拠の開示をかなり受けて、検察官の立証方針も確定した上で対処方針を定めないと、被告人側に一方的に不利になってしまう可能性がありますので、公判前整理手続の手続が定まったのと同時に、証拠開示の手続が新たに定まった、こういうことになります。

そして、大事な点なんですが、裁判所は、じゃあ何をしているのかということですが、飽くまで公判準備ですので、当事者の主張や証拠請求を基に、先ほど申し上げた主張と証拠の整理を行い、並行して審理計画を立てていくということになるんですが、大事な点は、ここでは証拠内容には触れないというところです。

全体の流れを少し御説明いたします。法律で定まっている手続というのは、まず検察官が、起訴した事件についてこういう事実を法廷で立証するんですという証明予定事実というものを提示いたします。同時にこういう証拠でそれを立証しますという証拠調べ請求を行います。その後、法では被告人・弁護人側が類型証拠開示というんですけれども、要するに検察官が請求した証拠、それに類型的にあるであろう検察官の手持ちの証拠を見せてくださいと請求することが認められています。それを踏まえた後、被告人・弁護人側は、この起訴事実について争うか、争わないか、何か新たな主張をするのかどうかという主張の明示という手続があり、同時に、通常は検察官請求証拠に対する意見表明、同意・不同意の意見を述べるということになります。そして、次の段階では被告人、弁護人が証拠請求することがあれば、証拠請求を行い、争点がある事件では主張に関連する証拠の開示手続というものが行われます。事件によっては、検察官が更に新たな証明予定事実を追加したり、変更したり、それに伴って弁護人や被告人が主張を追加・変更したりといった主張・争点の整理、あるいは証拠の整

理等が行われた後、最終的に、この事件についての争点と証拠の整理の結果はこうでしたねということで、裁判所が確認して終わる、これが、皆さんが見られない公判前整理手続の中で実際に行われている基本的なことです。

これと並行して、今言った争点と証拠の整理をするとともに、裁判所は審理計画も同時に行っています。一般的には、ある程度当事者の予定が定まってきた段階で、暫定的に、例えば主張整理と証拠整理が順調に進めば今から3か月後のこの1週間でこの事件の審理がやれそうだということで、それで同意が得られたら、しばらくこの期間はこの裁判のために予定するため、ほかの期日を入れないでいただきたいという、いわゆる「期日の予約」というものを行っています。それを決めた後、まだ争点整理や証拠整理を進めながら、証拠調べの時間がどれぐらいになるかとか、誰を証人として尋問するかとか、被告人質問はどれぐらいの時間するかとか、そのような証拠調べの時間の検討を当事者と共に回を重ねてやっていきます。そうしますと、ある程度の時期でそれなりに具体的な審理日数が決まってまいります。そうしますと、何か月か前に予約していたその「期日予約」の中でそれができるということになれば、正式にそこでやりましょうと、こういうことになります。

今言ったように、審理計画というのも公判前整理手続期日を重ねながら、順番に段階を追って確定していきます。その過程では、当然ですが、例えば証人として出頭される方については、今の予定だと、この日に証人尋問を実施するということになりますけど、証人の方の都合も、検察官や弁護人にお聞きして、次の期日で、大丈夫だということになれば、その日に証人尋問を行いましょうというふうに、段階的に審理日程は決まっていきます。

そして、今、裁判所が裁判員裁判に取り組んでいる中で、一番重点を置いて強調しておきたいのは、公判中心主義ということ、一生懸命考えて実現しようとしているということです。従来の裁判はどちらかと言えば、特に争いのない事件では、捜査段階で、検察官あるいは警察官が作成した供述調書を弁護人が同意して、それを取り調べ、その内容に沿って事実認定を行っていくというものでしたが、裁判員の方々に参加していただく裁判員裁判を実施していると、やはりそれでは実感を持った心証を取りにくいというような声が多かったものですから、争いのない事件であっても、めりはりを付けて、公判で実際に目撃者の方、あるいは被害者の方、関係する方の話を直

接聞いて、そこで心証を取って、それを基に事実認定、あるいは量刑を決めていこうと、いうことをやっています。

そうしますと、公判中心主義の訴訟を法廷で実現するためには、当然ですが、関係者あるいは被害者の方、被告人も含めて、その記憶がある程度新しいうちにやらないと、どうしても忘れてしまって、法廷が、「前に捜査段階ではこう言っていましたよね。」と、「そう言っていたんだったら、そのときに言ったことは正しいですかね。」という、取調べ時の記憶を再現する場になってしまうので、なるべく早く公判前整理手続を終了したいということで、いろいろな工夫をしております。

先ほどは法律ではこういう流れになっていますということでお話しましたが、それを踏まえて今実務ではどういうことが行われているかと言いますと、まず、証拠開示手続については、そういう法律で定まった手続はともかくとして、検察官に対して、類型証拠開示、あるいは主張関連証拠の開示として、将来、弁護人から開示請求があったら当然開示するような証拠については、当初から任意に開示していただきたいということを強くお願いして、ある程度かなりの範囲で実施していただいております。それを踏まえて、弁護人も普通は証拠開示を受けてから、自らの予定主張を述べるという手続になっているのですけれども、今は暫定的で結構ですが、ある程度早い時期に弁護人が予定主張を述べていただきたいということをお願いして、実際にかなり述べていただいております。そのことによって、先ほど申し上げた期日の予約を、ある程度、高い確度でできていると思っております。

そして、裁判所も検察官も弁護人も少し忙しいものですから、公判前整理手続も機動的にやっております。正式な公判前整理手続期日をやる場合と、打合せ期日を併用する場合というように、必ずしも法律で定まったように、公判前整理手続期日のみでやっているわけではありません。そして、口頭での活発な議論を行い、その場で釈明し、議論をするということをやリ、おおむね2週間に1回程度の頻度で実施しています。そのことによって、先ほど申し上げた、なるべく早く公判前整理手続を終わらせて、公判中心主義の訴訟を実現するということをやっています。

少し長くなってしまって大変申し訳ありませんでしたけれども、一巡目で指摘がありました。今申し上げたように、公判前整理手続では、本来公判準備であり、公判でやるべきことをやっているわけではないということです。

それからもう一点。証拠調べの範囲について、公判前整理手続であらかじめ定めているという認識でお話になっているような御意見もあったかと思いますが、実態を申し上げますと、裁判所は、当事者の意見を基にして判断をしていますが、判断がつかない場合には公判廷で実際にほかの証拠調べの内容等を踏まえた上で、証拠の採否について判断しておりますので、決して公判前整理手続の段階で全ての証拠の採否について決めているわけではないということを、この段階でお話ししておきたいと思えます。

○前田犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表 当事者として、この課題、公判前整理手続の参加問題というのは大変重視しておりますので、今の発言とも絡めて発言したいと思います。

裁判所、それから検察の努力はそれは本当に多々認めておりますが、やはり制度上の矛盾は否めないと私は思っています。刑事訴訟法第292条のただし書にあるように、本来、公開で行われるべき手続の一部が公判前整理手続で行われるわけです。そこに新たな訴訟当事者である被害者参加人が立ち会えないというのは、不合理だと思います。ですから検察との連携を本当に幾ら丁寧にやっていただいても、それでもなおかつ「私たちはお客さんのようだった。」という感想を実際の被害当事者から聞いているわけです。ですから例外的に参加できないケースは認めますので、それは良いのですが、原則参加できる、出席できるというふうに、これは改正が必要と考えます。

実はそういう必要性を改めて感じた体験といいますか、裁判傍聴をつい最近してきました。当会への相談を受けて、第1回公判、これは裁判員裁判ではありませんが、これを傍聴したわけです。昨年起きた事件で、対向車線の中央線をはみ出して向かってきた相手の車に正面衝突させられ、即死されたという事案です。遺族になった奥さんは、被害者参加はしていなかったのですが、公判では意見陳述したいということで相談がありました。

そうしますと、第1回公判の直前になって、加害者側から突然、「過失致傷罪は認めるけれども、致死罪は認めない。死に至ったのは亡くなった方の心臓に持病があったため、健康な心臓であれば死に至らなかった。」という主張をしてきたのです。被害者は解剖もされており、胸骨等が折れて、死因は心臓挫傷とはっきりしているにもかかわらずです。遺族は本当に大きな衝撃を受けて、もう大変なショックなのですが、

しかし、その第1回公判を傍聴していますから、これからいろいろ鑑定とかがあつて、数か月掛かるということも分かりましたので、今後の公判にどう対処するかということこれから検討できるわけです。アドバイスもできましたので、恐らく信頼できる弁護士を頼んで、被害者参加の手続を採るでしょう。

翻って考えてみてください。これが、公判前整理手続の中で被害者が参加、立ち会えない中で行われたらどうかということなのです。そういうケースがあり得るわけです。蓋を開けた第1回公判で、既に被告は参加できる公判前整理手続の中で争点整理が済んでいる。そして、連日開廷となれば、もはやなすすべがないわけです。そういう問題を残しているのが、この公判前整理手続の矛盾といいますか、問題であると思います。過去にも北海道で実際にそういう公判前整理手続の中で、被害者側が預かり知らないところで、被告人の都合のいいように争点整理されたことが、公判になってはっきりし、しかしそのときはもうどうすることもできなかつたという実例がありました。それは数は少ないかもしれませんが、決してあつてはならないことだと思いますので、そうした弊害をなくすために、制度矛盾の改正を是非考えていただきたい。それが望まれていると、私は思います。

○奥村弁護士 私は、公判前整理手続に被害者の方が参加、あるいは傍聴するということについては反対せざるを得ない。先ほど若園判事の方から、公判前整理手続の実態の説明がありましたけれども、私なんかは弁護人でやっていると、事実上の打合せ期日もそうですけれども、大体行くと、裁判所から「検察官と弁護人の間で、これまでどの程度まで進みましたか。」という話があつて、「じゃ、そこまで進んだんなら、次はこの程度まで進めましょう。」と、「そのための期日はこの程度取りましょかね。」という話や「いや、その段階で、こっち、ちょっと否認方向だからもうちょっとほしい。」とか、検察官に「証拠の量はどうですか」みたいなことを聞いて、次回までの時間を考えると、そういう程度で、公判前整理手続の特に前半部分というのは、もう15分もあれば済んじゃうような感じだと思います。

それから後半部分についても、やっぱり30分ぐらいで大体終わっているのが一般的です。否認事件であってもそうだと思います。結局、そういう整理をしているだけであつて、事実関係はどうなのかとか、証拠の内容はどうなのかというのはやっぱり公判廷でちゃんとやっている。我々もそこで明らかにするという形でやっているのが

実態です。

もう一つ戻りますと、刑事訴訟法第316条の2に規定する公判前整理手続の目的から考えると、公判審理のための準備ですから、やっぱり訴訟当事者でない被害者が、本来理屈上入る余地がないんじゃないかというふうに前提としては考えていますけれども、実態を見てもやはり必要性のないような状況だというふうに考えています。

それから、前回までの議論では、被害者に証人出廷の予定がある場合、特に否認事件なんかの場合は問題があるという議論が出ました。先ほど若園判事からも話がありましたように、第316条の21、22では、検察官や被告人・弁護人の主張が変更するというのは当然の前提になっています。実際問題、弁護人の側も、「これは否認方向だよ。」という話をしながら、後で一部認めるとか、全部認めるとか、逆に、「いや、争わないんですけれども。」と言いながら、証拠を見ていくと否認に転じるとか。特に責任能力の問題なんかでは、早い段階から責任能力に関する主張を言っておく場合、あるいはずっと被告人と話をしたり記録を見てから、責任能力に関する主張をするようなケースなど、いろいろなケースがあって非常に変化します。ですから、そういう変化することも全部考え、更に被害感情に関する情状関係のものに関しても、いろいろと争いが増えるということもありますので、否認事件でなく、認めている事件であっても、被害者の方というのは潜在的な証人性があり、より形式的に言えば、事件の当事者ではあるけれども訴訟当事者ではなくて、やっぱり事件の当事者である以上、潜在的な証人性があるんじゃないかというふうに考えています。

それから、まだそういう事例にぶつかったことがないので、現実の経験の話ではありませんけれども、弁護人の立場で、仮に公判前整理手続に被害者の方が参加していた場合、具体的にどういうことになるのかですが、今申し上げた、認めているところから否認に変わる。否認から認めているところへ変わる、特に認めているところから否認に変わるなどということに関しては、被害者の方は、非常に嫌な感じがするだろうというふうに常識的には思います。

それから、責任能力を主張する、あるいは責任能力を後で主張する、前に主張したのを撤回する、そういうことに関しても、やっぱり何て言いますか、責任逃れだというふうに言われかねないような危惧がある。

それから、正当防衛はもちろんですけれども、被害者の落ち度を主張する、そうい

うようなケースも多々ありますけれども、やはり被害者の方がおられれば、嫌なことを言っているだろうなと感じます。

それからもっと争いがなくても、例えば被害者の調書を同意するかどうか。それから被害者の尋問について必要性があるかどうか。尋問時間を短くすべきであるとか、審理計画の中でどの程度やるべきであるとか、非常に失礼な言い方をすると、さっき言った犯情等のところにきちんと時間を使うべきであって、被害感情の立証というのは小さいんだから時間的にも多くとるべきではないというような議論をするケースもあり得る。それを被害者の方の前でやると、やはり面白くないだろうなというふうに感じてしまいます。

その一方で、弁護人の立場で考えると、そういう被害者の方に元々被害を被ってつらい立場にある方に、そういうことを言うこと自体、非常に苦しい上に、こういうことを言うことによって、心情を害する、あるいは誤解を招いて、それが例えば被害者の尋問、あるいは意見陳述で被告人に不利な方に働くおそれというものも感じざるを得ません。被害者がそういう事態に陥った場合というのは、弁護人が被告人にとって不利なことを招くようなことをすること自体、弁護人の義務に非常に反することになってしまう。ただ、我々は被害者の例えば落ち度を主張する、量刑事実を争うという、被害感情を争うというようなことと同時に、その被害者の方の心情をおもんばかったり、あるいは謝罪したり、被害回復をしたり、示談をお願いしたりと、そういうことも同時並行でしている。そういう非常に板挟みの状況に陥るのではないかというふうには、実際問題、大変思います。

これも弁護人の立場から言ったらこうですし、検察官の立場でも、これは検察官が後でおっしゃればいいんですが、よそ事ながら、やっぱり検察官、被害者をサポートし、被害者の意見を反映する立場にありますけれども、一方でそれこそ公益的見地、全国民のために訴訟をどういうふうに持っていったらいいかを考えている。やっぱりその板挟みがあるだろう。また、裁判所も第三者的な立場で、被害者の痛みを感じつつも、どう訴訟を進行するかという立場がある。そういう板挟みが非常に顕在化する可能性があるということで、理論的な刑事訴訟法の構造から言っても、入れる余地がないだろうということが一点。それから潜在的な証人性があるだろうというのが一点。

それから、いろいろな具体的ケースで具体的弊害が考えられる。さっき言ったよう

な弊害というのは、結局は主張整理などが非常に曖昧になる。曖昧になって、公判における充実した分かりやすい審理ができないということにつながりかねない。そうすると、そもそも公判前整理手続の意味がなくなってくるということで、被害者の方がそこに参加して、いろいろなことを見聞きたいというお気持ちは分かりますけれども、刑事訴訟法の制度ということを考えて場合に、弊害も含めて、やはりこれは制度としては入れるべきではないというふうに考えています。

○武内弁護士 では私から主に若園裁判官と奥村弁護士の御発言に対して、私なりの意見を申し上げたいと思います。

まず議論の中で、設定された論点とずれたところがあるように見受けられるのですが、私の方からも提案をさせてもらっていますけれども、公判前整理手続へ参加ないし傍聴を認めてほしいと言っているのは、およそ被害者全般ではなく、「被害者参加人又は被害者参加弁護士について。」ということです。ただ今、被害者全般をイメージしていた御議論がなされていたところに関して、ちょっと切り分けをされた方がいいのかなという印象を持ちました。

その上で、若園裁判官から公判前整理手続が元来非公開で行われている趣旨について御説明いただいたところでして、公判を準備するための手続であるので、広く公開はしていない、言わばバックヤードで行われている手続だ、こういった御趣旨の説明だったかと思います。ただ先ほど申し上げたとおり、私の考えとしては被害者参加人というのは、もう既に裁判所から被害者参加の決定を受けている者ですから、報道関係者や広く傍聴に来ようとする国民全般の人たちと異なり、訴訟手続上の地位を既に付与されているので、そこに当たっては利益状況を区別して考えることが十分可能だと思います。換言すると、現在、公判前整理手続が非公開で行われているからといって、それだから被害者参加人であっても、一般人と同じように全く関与できないという説明にはなり切れていないのではないかと考えました。

それと、「公判を準備するための手続だから」ということであれば、被害者参加人というのは、「裁判所の許可を得て」ということにはなりますが、通常何らかの訴訟活動を行うことが予定されている人間なわけです。それなのに、公判の準備に関して全く関与させない、オブザーバー的な傍聴もさせないというのは、「これは公判の準備ですから」という理由では、にわかに納得し難い。訴訟当事者と呼ぶのか訴訟関係人と呼

ぶのかはともかくとして、「私もその公判で何らかの活動を予定している者です。」という立場の人間からすると、「準備活動ですから部屋の外にいてください。」というのは、やや説得力に欠けるのではないかと考えております。

続けて、奥村弁護士に御指摘いただいたところに関して言うと、訴訟当事者でないから理論的に余地がないというお話でしたけれども、ここは若干異説あるところでしょう。少なくとも、現行法は、被害者参加人又は被害者参加弁護士が公判前整理手続に関与することを、明文を持って禁じていないというふうに理解しております。ですから、政策的な判断から運用上それを許す、ないし新たな立法を行うということは、必ずしも現行の刑事訴訟法の当事者主義に反する、あるいは公判構造を大きく変えるものではないと理解しております。もう一度言うと、これは飽くまでも政策的な判断の範ちゅうではないかと思っております。

また、先ほど奥村弁護士から、「被害者には潜在的な証人性がある。」といったところですか、「被害者の心情を害するおそれがある。精神の平穩を乱すかもしれない。」という御指摘がありました。しかし、こちらで今申し上げているのは、「被害者全般」のことではなくて、「被害者参加決定を受けた者ないしその弁護士」を前提として議論しております。それはもちろん「潜在的な証人性」というのは被告人以外全ての人にあるんでしょうけれども、被害者参加を許可されたということであれば、参加を許可しても大きく審理が損なわれるおそれがないというフィルターを一度クリアしている人なのではないでしょうか。そうすると、被害者一般に対する懸念というのを、被害者参加人にそのままスライドしてくるというのはやはり適切ではないんじゃないかと思えます。

また、仮に被害者参加の決定を得たとしても、この参加人は証人として出る可能性がそれなりに高い、ないし、検察官も証人として呼ぶことを予定しているというのであれば、現行刑事訴訟法第316条の34と同じような立て付けで、審理の状況、公判前整理手続の状況に応じて、今回の期日は在席を認めないとか、あるいは弁護士に限っての在席を認めるというふうに、運用において弾力的に対応可能なことではないかと思えます。

それから、「被害者が傷つく。」という点について、被害者参加制度を作るときも同じようなことを言われましたが、被害者参加の申出までしている人間に対して、それ

は大きなお世話というものではないでしょうか。被害者は嫌な思いをするかもしれない、つらい思いをするかもしれないということは十分承知の上で、被害者参加の申出をして、決定を得ているんですから、やはりその点でも被害者全般と被害者参加人とは区別するだけの実質的な相違が見出されるのではないかというふうに思っております。

その上で、私の意見を少々付け加えますと、先ほど来申し上げたとおり、被害者参加人というのは、「事実又は法律の適用に関する意見陳述」を行うことがあり得る立場です。さらに、実務の運用を見ても、被害者参加をしている方の多くが、いわゆる最終意見陳述をやられている実情があるかと思います。この最終意見陳述は、法律上の意見ですから、「訴因として特定された事実の範囲内で」という制限と、証拠に基づいて行わなければいけないという制限が掛かっています。そうであれば、どういった証拠が提出されてくるのかということは、被害者参加人として行う訴訟活動に直結する部分が非常に大きいのですから、やはり公判の準備活動に何らかの形で被害者参加人ないし被害者参加弁護士が関与する余地を広げていただければと思います。

もっとも現段階で、少なくとも私としては、公判前整理手続において、被害者参加人や被害者参加弁護士として争点整理ないし証拠の準備に直接関わらせてほしい、意見を述べさせてほしいというような強い意見まで持っているものではありません。その部分に関しては、検察官を通じた間接的な関与でも十分だと思います。ただし、検察官を通して間接的にこちらの意見を届けると言っても、その場にいないことにはやっぱり臨機の対応ができません。事前に検察官にお願いをして、期日が終わった後に検察官から報告を受けるということでは、その場の進行に関してリアルタイムで被害者側の意見を反映するということが、これはもう間接的にせよ道が閉ざされている状況ですので、ここを何とかしていただけないか。検察官の隣に在席しているだけで、少なくとも被害者参加弁護士にできることというのは、飛躍的に広がるのではないかと。検察官と被害者参加弁護士との連携も深まるのではないかと思います。

そういった言わば傍聴的な、検察官の横に在席しているという範囲のことを考えていったときに、私は、少年審判の手続も一部の事件の被害者に関しては傍聴が可能になったといったところを、パラレルに考えることができないだろうかと考えます。非公開である、公開することによって損なわれるものはあり得る。ただし、それでも、

それは少年審判でもやはり同じだったんですけれど、一定の範囲で強い関心を持っている人に対しては、少年審判の場合であればプライバシーであるとか、少年の健全育成を害さない範囲で一部が開かれた。少なくとも、現行ではそのことによって大きな問題ということが報告されている状況ではない。そうであれば、公判前整理手続に関しても、非公開がふさわしい手続であることは十分承知しておりますが、既に被害者参加の決定を得ているという被害者参加人ないし被害者参加弁護士に対して、一定の範囲で開示をする、在席を認めるということは理論的に十分可能でありますし、政策的にも検討の余地の大きい合理的な課題ではないか、というふうに考えております。

なお、審理計画等を策定するに当たって事実上の打合せが多く開かれておる。これについては、従前、若園裁判官より、必ずしも被害者参加弁護士を排していない、むしろ同席をしてもらっている運用実態というのがあるんだというのを御紹介いただいたところですので、それについては謝意を述べて、ここでは繰り返しません。

○大澤東京大学教授 皆さん、大変長大な御意見を述べられて、いろいろな論点が出てまいりました。私も頭が混乱しているところもあるのですが、まず一つ、誤解があるといけなかなと思いましたが、先ほどの前田さんの御発言の中で、本来は公判の中で行うべきはずのものが、公判前整理手続の中に行ってしまったというお話があったわけですけれども、争点の整理、それから、証拠を整理して証拠を決定するということは、元々期日外でもできるような性質の手続であって、必ず公判廷で行わなければならないという性質のものではないだろうということです。もちろんおっしゃられた第292条の証拠調べというのは、これは公判廷でやらなければいけないということかと思えますけれども、証拠調べの請求をして決定するという段階までは、これは期日外でもできる性質の手続であるということかと思えます。

それで、いろいろな御意見が出てきたのですけれども、公判前整理手続というのは何をするところかという、争点と証拠を整理する場だと、先ほど若園さんがおっしゃられたところです。そこでは検察官が公訴事実とそれを証明するために必要な事実を挙げ、証拠調べを請求し、それに対して被告人側がどこを争うのかを明らかにすることで、争点を整理し、最終的にどういう証拠を使って立証していくのかというところまでを決めていくということかと思えます。それは多分、法的な枠組みに従って、主として法律家によって行われることが予定された手続であり、そのことは、公判前

整理手続について、検察官と弁護人は必要的な参加者とされていますが、被告人は権利はありますけれども必要的な参加者とはされていないというところにも表れているかと思います。つまり、手続的な事柄を扱う、技術的で専門的な性質が強い、そういう手続が行われるということではないかと思います。被害者参加制度というのは、平成19年の改正の際には、現在の刑罰の性質や刑事裁判の基本構造というものは維持しながら、つまり、国家の公的な立場からの刑罰だということと、それを実現するための刑事裁判の追行はやはり国家機関である検察官が行うということ、そういう基本的な枠組みは維持しながら、その中で導入されたものということかと思います。そこで参加として認められている事柄の性質を振り返ってみると、事件の当事者という立場から、事件の内容がよく分かるようにする、そして、その事件の解決に向けて、被害者の視点を一定程度反映させることができるようにする、そのようなことなのではないかと思います。そうすると、そのような事件の実体に関わる側面について、事件の当事者という立場から参加ということを一定程度認めたということと、専ら手続的な性格の事項を扱う公判前整理手続に何らかに関わるということとの間には、なおかなりの隔りがあるようにも思われます。

被害者参加人という立場になっているのだから、その被害者参加人という枠の中では公判前整理手続にも、というお話もございましたけれども、公判前整理手続というのは、先ほど言ったように、争点と証拠を整理していく場ということで、主張を提示し、どこを争うかを明らかにしていく、それをするのは検察官であり、弁護人であるということかと思いますし、証拠調べを請求するのも、やはり両当事者である検察官と弁護人ということだろう。そういう当事者の中で、比較的形式的でない形で必要な手続を進めていく、そういうものとして公判前整理手続というものが想定されているのだとすると、確かに被害者参加人という立場はありますけれども、そこになぜ、どういう形で被害者参加人が加わっていくのか、その理由が出てくるのか、というところは、なかなか大きな問題になってくるだろうという気もいたします。

検察官から説明を受けることはできるわけで、手続に参加する以上、必要な説明は、これは受けられるという仕組みになっているわけです。恐らく手続に参加しない人に公判前整理手続の内容をべらべら説明したら、これは不適切なわけで、被害者参加人だという立場があるからこそ、検察官からも、必要な範囲できちっと説明するという

ことになっているのだろうというふうに思うわけです。

また、先ほど前田さんが言われた、例えば公判前整理手続の中で急に主張を変えたという場合、そういうときに、適時に被害者参加の手続を取るようなことができなくなるのではないかという御指摘がありました。これも検察官がきちっと説明をすれば、多分、カバーできる範囲の問題ではないか。公判前整理手続について、被害者参加人が加わることについていろいろ問題があるという御発言もございました。多分、奥村弁護士が言われたのは、被害者が傷つくということだけではなくて、やはり被告人の側から暫定的に何か争点を出すということが非常にやりづらくなって、それが争点整理の円滑化を阻害するのではないかという問題の指摘であったのではないかと思います。そんな暫定的にいい加減なことを言うのはけしからんというのが、恐らく被害者の方々の側からの直感として出てくる反応かもしれませんけれども、公判前整理の実際というのは、被告人と弁護人間のコミュニケーションの進み具合ということもあるでしょうし、恐らく争うべき点が固まりきらない中でともかくも暫定的なものにして、少しずつ出して行って、そして進めていくということをししないと、なかなかうまくいかないというのが現状なのではないか。その辺りのことももう一つ考えておく必要があるのかなと思いました。

○片岡最高検察庁検事 今、大澤先生の話をお伺いして、先生のお話に納得せざるを得ないんだろうなと思いました。特に検察官としましては、公判前整理手続で、単なる日程を決めるような場面は別にしまして、何を一番コアなものとして捉えているかという、やはり、この事件の争点は何かということです。その争点の認否に絡んで、検察官はどういう事実を証明しようとするのか、請求する証拠は何か、逆に言うと、請求をあきらめる証拠は何かということ、検察官として判断して、弁護人あるいは裁判所に最終的な決断を申し上げるわけです。その上で、場合によっては、訴因変更をしないといけないときやした方がいいというときは、検察官として、訴因変更を請求することもあります。例えば、傷害致死の事件で、実は死因が病死だったのではないかというような主張が出された場合、弁護人・被告人側が検察官に開示した証拠を検討し、これは病死であり争えないと思ったら、訴因を傷害に変更するというのも論理的にはあるわけです。それを、検察官は、もちろん被害者の御要望は踏まえつつ、公判前整理手続では、この訴因でいいのか、そして、この証明予定事実でいいのか、

この請求証拠はこれでいいのか、あるいは公判の日程は長引くけれども、この証拠をどうしても証人尋問によって立証したいのか、あるいは、違う証明予定事実を組めば、訴因としては立証可能ではないかというようなことを考えて、証拠の取捨選択をするわけです。それで、心情的には、検察官の苦勞を、被害者の方に横にいて、見ていただきたい場合もありますが、取捨の「捨」の方の、捨てる方はある段階では、被害者にはお見せできない、お伝えできないものも多々あるわけです。さらに、お伝えしてはいけない、いろいろな例があると思うんですが、例えば、公判前整理手続の過程で請求しないこととした証拠について、被害者参加人に伝えてしまつては、その被害者参加人が最終意見を述べるときに、それに影響されたり口にしてもいけないことなので、恐らく場合によっては、この先ずっとお伝えしないか、あるいは、意見陳述に影響が出ない形でお伝えするようなことになるかもしれません。今の例え話は、ほんの一例ですけれども、そのほかの、事件の当事者でない全くの第三者の目撃者あるいは関係者のプライバシーとか、被告人自身の事件そのものではない事柄に関する情報である、そういうことで、請求する証拠が決まるまでは立証予定も含めてお伝えできないことが多々あるのです。また、横にいてもらうと言えない事実も逆に出てくることもあろうかと思えます。そうすると、何ができるかという、その一つの区切り、あるいはその日、検察官が法廷から帰ってから被害者に御説明を申し上げるという形が相当と思われまふ。もちろんある段階になって、請求証拠が全部決まつて、あとは日程やどういう流れであるとか、あるいは採用される証拠の中から、意見陳述にはそれを参考にしていただきたいということが、ある段階ではフルスケールで、その範囲では御説明できるわけですが、あえて言うと、初期の段階では、検察官の証明予定事実の検討、あるいは証拠を取捨選択する段階の手続において、やはり、その場に被害者参加人がいるというのはなかなか困難で、結論、理屈で言うと、大澤先生のおっしゃるとおりであるという、そういう思いを持っております。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 今、片岡さんから非常に興味深いお話をいただきました。苦勞を見てほしいということですが、どうも何か検察官は形式的に仕事をしているのではないかと、よく依頼者から言われるときがありますが、決してそんなことはない。いかに検察官は苦勞しているかということ、私も説明するのですが、是非とも苦勞を見てほしいというのは、私も全く同感です。

ところで、いろんな技術的な問題とか、理論的なことがあるのかもしれませんが、そもそもこの被害者参加制度ができた原点に、もう一度私は振り返ってみたいと思います。何で刑事裁判に参加させてくれと言ったのか、それは結局は被害に遭っていない検察官、裁判官、被告人、弁護人だけで勝手にやらないでほしい、事件の最大の当事者である私たちを蚊帳の外に置かないでくれと、そういうことでこの被害者参加制度ができたわけであります。ところが、公判前整理手続に何ら関与できないというのでは、裁判の重要な部分が欠落することになり、被害者からすると、参加の思いが半分ぐらいしか遂げられていない、そういうふうには受け止めざるを得ないのです。第一巡目の議論のときにもちょっと紹介しましたが、長女と次女と三女が被害者参加人で、お母さんが殺されたという事案です。実はその御遺体はまだ一部しか見つかっておらず、ほとんどの部分は見つかっていない。その御遺体を運んだ人が、加害者側の友人にいますが、是非ともその友人から、どこに運んだのかを聞きたかったのです。ところが公判前整理手続の段階で、その友人の証人請求が却下されてしまいました。そのため、今でもその御遺族というのは、お母さんがどこにいるのか分からないままなのです。そのことが、遺族の立ち直りに今でも引っかかっております。事件からの立ち直りということを考えたとき、遺族にとって一番の大きな支えというのは、真実を知ることなのだと思います。そうしたときに、自分が参加できない公判前整理手続の中で、その証人あるいは物的証拠を却下されてしまうということは、非常にダメージが大きいのです。公判前整理手続に参加して、こうこうこういうプロセスを経て、こうこうこうだから、この証拠は採用されなかったということを、自分で参加して、見て、知って、納得するならば、御遺族も理解することができます。納得こそが立ち直りの薬なのです。それを自分の関わらないところで勝手にやられてしまうことが立ち直りにすごく影響を及ぼすのです。ですから、そのプロセスに参加することが、大切なのです。

先ほど片岡さんから、取捨選択のうちの「捨」の部分余り見せたくないという御発言がありましたが、実は被害者から見ると、むしろ「捨」の部分を見たいのです。どうして「捨」なんだ、どうしてその部分が出てこないのかという、その理由を知りたいのです。それに対して別にけちを付けるとか、クレームを付けるわけではないのです。被害者は、なぜそうなのかということを知りたいだけなのです。もし、その

ときに被害者参加弁護士と一緒に立ち会ってれば、なぜ「捨」になってしまったのか、それが検察官、裁判官、被告人の弁護人との手続の中でどうもよく分からないのであれば、被害者参加弁護士が後から被害者に分かりやすく説明するようにします。

「捨」の部分こそ、見せてほしいのです。それを知ることが、立ち直りにとって一番大きな支えになるのです。そのような意味で必要性がないということは全くなく、逆に参加しないと、やはり立ち直りに悪い影響を与えるのではないかと思います。

あと、先ほど理論的な側面も奥村弁護士がおっしゃられましたけれども、もしこれが二当事者対立構造に反するというのであれば、そもそも被害者参加自体、やってはいけないはずなのです。被害者参加制度は、飽くまでも二当事者対立構造を維持する、これを前提として、平成19年のときの議論は終結しています。当初、あすの会では三当事者主義ということで主張はしました。でも、それは現行の基本構造になじまないということで、証拠調べ請求権と上訴権と訴因変更権を撤回しました。そうすることによって、二当事者対立構造を維持するようにしました。公判前整理手続に参加したからといって、証拠調べ請求するわけでもないし、訴因変更について意見を述べるわけでもないし、ましてや上訴について意見を述べるわけでもありません。ですから、何らこれは二当事者対立構造には反しませんし、文言を見ても、利害関係人として第316条には書いていないわけで、「当事者」とは書いておりません。

あと3点目ですが、記憶の変容、あるいは潜在的な証人性という話もありましたが、もしそれを言うのであれば、そもそも現在の記録の閲覧・謄写すら許されなかったはずで、現在、限られた範囲ではありますが、記録の閲覧が被害者にも許されていますし、少なくとも被害者参加弁護士が付いている場合には謄写までさせてくれます。でも、謄写をしてくれたからといって、そのままそっくり被害者自身に見せるわけではないです。やはり被害者が重要な目撃証人の場合には、その辺は私たちは非常に注意しています。公判前整理手続に参加したからといって、先ほど若園裁判官から話がありましたように、別に証拠の内容に踏み込むわけではないです。飽くまでもどういう証拠を採用するかしないかという、その整理をやるだけですから、それに参加したからといって、証拠の内容そのものに触れるわけではありませんから、記憶が変容するということは、私はないと思っております。

あと、最後に検察官から、後からいろいろ説明を聞けばいいではないかという、そ

ういう意見もありましたが、やはりそれは臨機応変ということを見ると、とても無理があると私は思っております。そもそも被告人質問とか証人尋問を被害者自身が行うというのは、一つには質問して、そのときに相手がどんな供述をするか、その内容を見て、次の質問の内容が浮かんでくるわけです。それと同じように、公判前整理手続もやはり自分で参加して、被告人や弁護人がどんな発言をするか、その内容を踏まえて、自分の次の立ち位置や検察官への要望内容が決まります。そういった臨機応変なやり取りの中で初めて、公判前整理手続への参加は実質的なものになっていきます。後から説明を聞けば十分だというのでは、時機を逸することになりかねず、効果的ではありません。

○熊谷全国被害者支援ネットワーク理事 今、いろいろな意見を聞かせていただきましたけれども、公判前整理手続に関する事で、私どものネットワークから各支援センターに何か支援に当たって気になったことがないかというのを問い掛けてみて、まだ全部の回答が来ていないのですが、幾つか来た中で、今日ここでお話しするのに参考になりそうな例を申し上げたいと思います。

一般の方、法律家の方以外の方が回答しているので、不正確な部分もあるのですが、それを承知で幾つか御紹介しますと、まず、ここで議論する以前の問題だと思われるものとして、これは誰に言われたのか分からないんですが、「公判前整理手続に参加を希望したところ、被告人の弁護士が嫌がったから参加できませんと言われた。」というケースが1件ありました。それから、「最高裁判所の事務局に照会した結果ですと言われて断られた。」という、どこまでが正しいのか分からないんですけど、そういうふうに被害者が認識しているケースがありました。

これらは誰が言ったのか分かりませんし、もしかしたら被害者参加弁護士の説明ぶりが悪くてこうなっているのかも分かりません。ですが、少なくとも権威に物を言わせるとか、人のせいにするというのは、被害者にとって非常に疎外感を感じさせる原因になりますので、どういう立場の方でもこういう説明は自粛するようお願いしたいと思います。端的に制度を説明すればいいんですから、そこに人のせいや権威は必要ありません。

そのほかには、先ほど話題になりましたように、運用が改善されれば、公判前整理手続に参加する必要まではないのかなと思われるケースもありました。例えば「被害

者参加弁護士を通じて、公判での希望をいろいろ伝えていたけれども、それが大体伝わっていると思っていたところ、裁判になったら、全然自分の考えていた争点での話題が出てこないまま終わってしまった。」ということで不満だというお話がありました。これなどは、恐らく被害者参加弁護士の説明ぶりを工夫すれば、もう少し対処のしようがあったのかもしれませんが。

また、「特に罪名に争いはないと聞いていたのに、裁判が始まったら、罪名が争われて、軽い罪名になってしまって刑が軽くなった。こんなことになるとは全く思っていなかった。」ということで、それが非常に心残りだというケースもありました。これなどはもしかしたら、検察官からの説明あるいは被害者参加弁護士からの説明が不十分で、コミュニケーションギャップが生じたのかもしれませんが。

また、これは特殊な例なんですけれども、「被害の結果、障害が残ってしまった方に対して、リハビリの様子を映像にして証拠にしてほしいと言われ、その理由は公判前整理手続の関係で必要ということだった。」というもの、詳細は分かりませんが、被害者の方がそう認識しているというケースです。このケースでは、「そんなことをするくらいなら、自分が参加をして、説明すれば済むのに何でそんなことをしなければいけないのか。」と思い、非常に嫌な気持ちになったということでした。

これらについても、もしかしたら、検察官の説明ですとか、被害者参加弁護士の説明のスキルを上げることによって、対処が可能な問題なのかもしれません。ただ、それ以外にも、例えば被害者としては、常々この事件ではここを問題にしてほしい、情状に関する事で、詳細は分かりませんが、加害者が脱法ハーブを犯行中に使用していたと考えられる事件で、それが非常に悪い情状だと考える被害者の方がいらっやって、そこを是非話題に取り上げて、きちっと裁判で争点にしてほしいということをお願いしていたけれども、結局、誰にも取り上げられないまま、判決のときの情状の理由でも言及されることなく、終わってしまったということで、納得がいけないという方がいらっやいました。これについては、法律のプロから見れば、もしかしたら、話題にする必要のないことだったのかもしれないですよ。その詳細は分かりませんが、でも、被害者の方がそう望んでおられて、検察官とも恐らく意見が違ったんだと思うんです。それで、被害者参加人というのは、検察官と意見が違えることがあり得ることを想定して、当事者に準ずる立場を与えられているわけですから、このよ

うな場合には、公判前整理手続にも参加をすれば、その上で自分の思うとおりの意見が裁判の中で採用されそうもないと思えば、それでは、心情の意見陳述をして、そこで意見を述べるか、あるいは被告人質問や証人尋問を求めるということで、努力を試みるかなどといった方法で、訴訟の関わり方を選択していく機会になると思うんですね。こういう場合がありますので、一律に被害者参加人なんだから、公判前整理手続には参加しなくていいんだという考え方は、不適切ではないかと思えます。もちろん最初から最後まで、全部参加させろだとか、参加を公判前整理手続の開催の要件にしろだとか、そういうことを申し上げるつもりは全くないんです。その点は、武内先生のおっしゃるとおり、状況に応じて、参加して問題ない場合、相当である場合に参加ができるように改めるとか、今、条文上、禁止されていませんから、被害者参加人も参加できるような形で運用をしていく、あるいは必要に応じて参加ができるだとか、意見が聞けるとかいうような条文を設けるだとか、そういったことがまずはできることなのではないかなと思えます。本当に高橋弁護士もおっしゃっていましたとおり、被害者としては疎外感、知らないところで事が進められている、これが一番つらいんです。そのことが、回復にマイナスになりますので、それを少しでも取り除く方向で、できるところから是非お願いしたいと思えます。

それと最後、一例、若園判事からも以前、御紹介があったと思いますが、裁判所、検察官、弁護士、被害者参加弁護士で公判前整理手続以外の四者協議というのを開催してもらって、そこで話が聞けましたというケースもありました。それを付け加えさせていただきます。

○堀江京都大学教授　たくさんの御議論が生まれて、うまくかみ合った形で意見を述べられるか分かりませんし、また、一巡目の際の議論とも重複するかもしれませんけれども、その点は御容赦いただければと思います。

訴訟構造との関係、二当事者対立構造の関係で、公判前整理手続に参加を認めることが、それと抵触するのかなという問題ですが、武内さんがおっしゃったところとも関連するかと思いますが、二当事者対立構造だということから、直ちに、例えば、およそその傍聴も一切理論上あり得ないというようなところまで言えるのかなという点、そこはなかなか難しい面もあるのかなという気はいたします。その点で、武内さんは政策論というような言い方をされましたでしょうか、そういうレベルの問題だという御

意見にも一理あるかなとは思いますが。ただ、問題は公判前整理手続に参加・出席した上で、何をするのか、何をすることを想定するのかによって、訴訟構造との関係で、やはり問題が生じるのではないかというふうに思います。大澤さんがおっしゃったこととも重複するのかもしれませんが、基本的には検察官が主体となって、主張・立証を提示していくことになっている。もちろん、二当事者主義といいましても、いろいろなレベルがありまして、公判審理において、例えば、尋問や質問をするというレベルでは、既に被害者参加人にその権限を与えたわけですので、二当事者構造が幾らか崩されたところがあるのかもしれませんが、しかし、平成19年の改正では、そのレベルとは異なる、例えば、事件の全体の構図を設定したり、立証構造を示したりするというレベルは、やはり飽くまで検察官が主体となって行うということが維持されたはずです。その意味では、二当事者対立構造は基本的には変容させられていない。その前提で、しかし、公判前整理手続において、例えば、主張の提示、争点の整理、そういうところにまでダイレクトに被害者参加人が関与していくということを想定するのであれば、それはやはり訴訟構造との関係で、かなり大きな変容をもたらすことになるのではないかと思います。

それから、一巡目の御議論の中で出ていたこととしまして、検察官の隣に座って随時・適時に意見を反映させる、そういうニーズがあるということでしたけれども、しかし、公判前整理手続の場面で、そういうニーズというのが、例えば、公判審理において、バーの中に入って検察官の隣に座ってコミュニケーションを取るというようなニーズと比べた場合に、そんなに大きいものなのだろうかというところは若干疑問に思います。私自身は公判前整理手続の中を直接には見たことがないので、誤解しているのかもしれませんが、公判審理への参加、在席を認めるべき理由として言われていた適時・随時のコミュニケーションというものとは、若干レベルが違う、必要性の程度が違うのではないかという感じがしております。

もう一点。これも一巡目の議論の際に出ていたこととして、知る権利が害されているというような御意見がありました。被害者参加制度の根拠の一つとして、被害者の方々は事実を知りたい、あるいは事実を解明することに寄与したい、そういうニーズを持っておられるので、それに配慮するということがあったのは確かだと思います。しかし、公判前整理手続においては、事実の解明そのものを直接そこで行うわけでは

ないというところは留意しておくべきだろうと思います。それから、確かに公判前整理手続は、事実解明の準備、お膳立てをする、そういう場ではありますが、そのようなお膳立てに寄与する仕方というのは、直接的な参加以外にも様々考えられるのではないかと思います。

また、事実を知りたい、そういうニーズとの関係で、先ほど高橋さんの御意見の中で、真実を知りたいんだけど、証拠が却下されてしまったという問題を例に挙げられましたが、その問題というのは、非常に難しい問題で、今日の冒頭で大澤さんがおっしゃったことにも関わるかと思いますが、刑事裁判に対して何を期待できるのか、そういうところに関わる、根本的な考え方の対立があるような気がいたします。

最後に一点ですが、武内さんの御意見の中でありましたけれども、被害者参加人は最終意見陳述、弁論としての意見陳述ができることとの関係で、どういった訴因なのか、どういった証拠が提出されてくるのか、そういうところに対するニーズ、関心が大きいという御趣旨の発言をされたかと思いますが、しかし、弁論としての意見陳述は飽くまで実際に法廷に出た証拠、それによって明らかにされた事実を基礎に行うものですので、公判前整理手続の中で、証拠の採否が問題になるとして、例えばどういう証拠が却下されたのか、その理由が何なのか、それを直接知る機会を認めるということは、意見陳述権があるというところからは、必ずしも論理的には導くことはできないのではないかと思います。更に言えば、どういう証拠が却下されたのかというようなことまで含めて全てを知ってしまうと、逆に、意見陳述等の場面において、弊害も生じるのではないかという気もいたします。

○田中明治大学教授 公判前整理手続に関与したいという被害者等の心情につきましては、これまでも被害者参加制度の運用に深く関与されてこられた委員の皆さんからいろいろと御説明いただいて、その心情については理解しているところであります。ただ今堀江さんの方から、刑事訴訟法の基本構造との関係で、公判前整理手続に関与するということを考えた場合に、何をするのかという御発言がありました。公判前整理手続に直接関わることの現実的、具体的な必要性というものを、制度的な基本構造との関係でどのように整理していったら良いのかというところは、今後の議論の中で深めていかななくてはならない点であると思います。

それから、これまでに被害者参加制度ないし公判前整理手続に関わる病理現象ない

し問題点として指摘された点が、果たして制度の欠陥あるいは瑕疵^{かし}に由来するものなのかどうかという点についても整理が必要であると思います。その意味では、本日の会議の冒頭でも、制度論に関わる議論について若干薄いところがあったのではないかと御指摘が奥村弁護士からありましたけれども、その点に触発されて発言するとすれば、この被害者参加制度というのは、検察官が被害者参加人との間で密接なコミュニケーションを取るということがそもそも運用として予定されている制度であろうかと思います。

大澤さんからも、公判前整理手続の位置付けや技術的、専門的な手続でもあるという性質論に関わる御指摘がありました。この手続について、これを検察官の役割という観点から考えますと、やはり争点を見極めて証拠を整理するという点については、飽くまでも訴因設定権と証拠調べ請求権を有する検察官がその法的な主体であるということになりますから、公判前整理手続というのは、検察官が主体的にそのような法的な役割を果たす場であることを基本的な構造として設計されているものであろうと考えております。

したがって、検察官がその法的な役割を十分に果たすためには、公判前整理手続において、被害者参加人とのコミュニケーションを十分に取って、その意見を十分に踏まえた上で、争点・証拠の整理を行うということが想定されているわけでありまして、公判前整理手続の結果についても、若園さんも丁寧に説明され、ほかの方から意見が出ましたように、後々参考になるという面もありますので、被害者参加人に得心のいく説明が十分になされるということを前提として立法されている手続であると見るのが相当であろうと思います。

検察官は、公益の代表者であるということもあって、被害者と全く同じ立場で刑事裁判に臨むわけではないという一面があるにしても、被害者参加人としては、公判前整理手続に出頭する検察官から丁寧な説明を受けて、それを踏まえ、立証等について検察官に意見を十分に述べるというのが現行法の想定している姿であろうと思います。片岡さんやほかの方から、現状はおおむね、あるいは大変にうまくいっているよというお話がありましたけれども、今述べたような公判前整理手続の構造的なベースを前提にいたしまして、検察官が、今一層、努力をして、全国押しなべて、被害者参加人、あるいは被害者側の方々が、いろいろと残念に思うような事態が生じないように、こ

れからも大いに努力していかなければならないのではないかと、こんな感想を持っております。

○奥村同志社大学教授 積極説の方に一点お伺いしたいのですが、今の田中委員からの御説明や堀江委員からの問題提起がありましたけれども、二当事者の訴訟構造の関係において、犯罪被害者が公判前整理手続に参加しなくても、検察官とのコミュニケーションを密に取ることによって、犯罪被害者等が立ち直り、真実を知りたいという被害者等の強い要求は十分補填できないのでしょうか。その点、どうお考えでしょうか。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 もちろん今の奥村教授だけではなくて、田中教授、堀江教授から、参加して何をするのか、そういう御質問があって、それにお答えをしようと思って、先ほどから手を挙げていました。被害者が公判前整理手続に参加して何をやるかについてのイメージについて、少し誤解があったように思いました。

参加したからといって、争点と証拠の整理について、被害者が積極的に具体的な行為をしたいと言っているわけではありません。極端なことを言えば、単に見ているだけかもしれないのです。傍聴しているだけかもしれないのです。先ほど前田さんが紹介された事例がありましたけれども、全く同じ事例を、私も現在進行形でやっております。交通事故の事案で、最初は過失致死だと思ったら、公判が始まったら、突然、被告人側が、過失致傷だと言い出して、死亡との因果関係がないと言い出しました。それから紛糾しまして、どんな証拠を出すのか、どんな鑑定の意見を出すのか、どうやって今後検察官は立証方針を変えていくのかということ、延々と今、公判の中でやっています。よく考えてみたら、これがもし公判前整理手続を踏まえるような事案だったら、これらは全部、公判前整理手続でやっていたはずですが。たまたまその事件は、公判前整理手続をやらず、公判手続だけやることになったので、今述べた、どんな証拠を出すか、鑑定意見を出すかなどの手続を、参加を許可されて公判に在廷している被害者が見ることができているわけです。その結果、「ああ、この事件に自分に関わっている、プロセスに関わっている。」という、満足感というか、そういうものを被害者は感じてくれています。公判前整理手続への被害者の参加の具体的な態様も、そういうイメージを私は抱いています。

○奥村同志社大学教授 ということは、場合によっては傍聴だけでもよいということ

すか。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 傍聴と言われると、確かに、極端なことを言えば傍聴だけということになります。ただ、全くの傍聴とも少しニュアンスが異なります。例えば、公判手続で在廷している場合には、裁判長がこちらを見ることあります。こちらを見て、意見を求めてくることがあります。これは被害者が積極的に意見を述べているのではなく、裁判長の訴訟指揮に基づいて、意見を求められているから、発言しているだけなのです。公判前整理手続も同様です。もし、単なる傍聴だけなら、裁判長から意見を求められること自体、論理的にあり得ません。しかし、傍聴を超えた参加だからこそ、意見を求められたら答えることが可能となります。しかし、だからと言って、被害者が検察官と同様に、証拠や争点の整理に積極的に自ら関与するわけではありません。公判前整理手続の参加は、このようなイメージを持っています。

○奥村同志社大学教授 少なくともそこは、そのレベルの参加が必要だということですね。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 そうですね。結局、なぜその証拠が却下されたのか、そういうことをどのように被告人の弁護人が言っているのか、やはり直接見聞きしたいのですね。

○奥村同志社大学教授 そうですか。もう一点、逆に、消極説の方に今度お伺いしたいのです。御主張は、被害者の立ち直りのために必要だという積極説の趣旨は分かるが、ただ、二当事者対立構造の点で積極的には問題があることから、被害者等の立ち直りは、検察官とコミュニケーションを十分取ることによって解決してはどうかということですが、一方で、堀江教授は二当事者対立構造においても「傍聴」だけであるとした場合参加を否定しえないのではないかと御発言がありました。これは、「傍聴」だけなら参加を認めうるという御趣旨と理解してよろしいでしょうか。その点はいかがでしょう。

○奥村弁護士 私が先程にいろいろと現実の弊害があるのではないかといた点は、その前にも言いましたけれども、傍聴という対応も前提としての意見です。それから、ちょっと付け加えさせていただきますと、武内弁護士が言った点の意見陳述の点については、やっぱり事実と証拠は公判廷に現れたものに基づいて行われるべきである。それから、被害者一般という話もありましたけれども、一応前提としては、より関心

が強く、訴訟に参加したいと言っている被害者参加人の方の前では、被告人はより発言しにくいという状態だろうと考えています。それから、現在の法律の規定でいきますと、公判前整理手続ができたのは平成16年です。その後、平成19年に被害者参加制度が入ってくるという流れが一つと、それから、我々の立場からいくと、被害者参加制度というのは、刑事訴訟法の構造の中ではやっぱり特別に認められた制度だというふうに考えておりますので、明文の規定には参加してはいけないという規定はもちろんないんですけれども、参加してよいという規定がない以上、これは現行法はできないという制度だと考えています。

○堀江京都大学教授 確たる意見があるわけではありませんが、少なくとも、傍聴だけということであれば、いわゆる二当事者対立構造との抵触という問題は、理屈の上では必ずしもあるとは言えないのかなという気がいたします。その意味では、武内さんがおっしゃったような政策論のレベルの話なのかもしれません。ただ、やはり、奥村弁護士がおっしゃったような弊害とか、あるいは証人となることが予定される場合の問題とか、いろいろ知り過ぎることによる問題とかですね。そういった弊害論と、あとニーズの有無、程度の問題、それらのバランスの問題はあろうかと思えます。

○大澤東京大学教授 二当事者対立構造と公判前整理手続の傍聴との関係ということですが、結局、公判前整理手続というものをどういう場だと考えるのかということだと思うのです。公判前整理手続というのは、立証責任を負う検察官と、それに対して防御する立場の弁護士と、そういう二当事者が、非公開の形式張らない場で裁判所と共に争点・主張を整理する、そして証拠も整理する、そういう場なんだとすると、そこに、それ以外の立場の者が入ってくるということについては、それが被害者参加人であったとしても、やはり一つハードルがあると僕は思います。

○香川最高裁判事局第二課長 まず、熊谷先生からおっしゃられたお話の中で、一点だけきちんと御説明しておきたいところがございます、最高裁事務総局が個別の事件において何らかの指示をするということはございませんので、一応安心していただきたいということだけ一つ申し上げます。

あと、今まで出た論点の中で何点か申し上げたいと思いますけれども、まずは検察官とのコミュニケーションを十分に取っていただくということを前提にすれば、恐らく公判前整理手続で隣にいないと臨機応変の対応ができないということは、必ずしも

ないのではないかというふうに思っております。例えば、非常に重要な証拠の採用を決めるという場合になれば、当然、裁判所はいきなり却下するという事は普通はなくて、やはり検察官にこの点、必要性はどうなんでしょうか、あるいは、この論点との関連性はどうなんだろうというような、普通は釈明をするということになるわけで、その際に、その期日ではなくて、その次の期日、あるいはその次の次の期日に最終的な判断をするということになるのでしょうかから、被害者の方と十分にコミュニケーションを取っていただいて、検察官からしかるべき主張をしていただければ、それを反映させるということが、場合によると可能なのかもしれません。また、それほど重要な証拠であれば、裁判所は却下をするということになれば、その却下について、簡単な理由を付したり、あるいは場合によると決定書を作るといったような場合もあるのかもしれません。そういうようなことが行われれば、それを検察官の方からコミュニケーションを取っていただく中で、被害者にお伝えしていただくということも可能なのではないかと思っております。具体的な運用例として申し上げているわけではございませんけれども、例えば、イメージとしてはそのような形で検察官と十分コミュニケーションを取ることによって、被害者の方の知りたいという思いを充足するというようなことも可能なのではないかとということで申し上げます。

それから、幾つか、武内弁護士からの御提案の中で、例えば状況に応じて弾力的にしてはどうか。あるいは弁護士に限って弾力的にということは考えられないかというようなお話もございました。状況に応じてということにつきましては、裁判所の方で必ずしも全ての証拠を見ているわけではなくて、事案の内容に関する情報を詳しく有していないという前提で、適時、適切な形で柔軟な訴訟指揮ができるかというのは、非常に懸念があるところであります。

それから、被害者参加弁護士に限ってという点につきましては、被害者参加人が、そういう意味では傍聴ないし参加ができないのに、被害者参加弁護士ができるという仕組みにすると、まず一つは被害者参加弁護士が付いている人と付いていない人で区別ができてしまうだけけれども、それでいいのだろうかということが一つと、仮にそれでいいとすると、被害者参加弁護士がそこで参加ないし傍聴できるという理屈というか、根拠というものはどういうものなんだろうか、ここはもうちょっと考えていく必要があるのかなというふうに思いました。

それから、傍聴の例として、少年審判では傍聴ができていないのではないかという御指摘があったわけでございます。これは確かに少年審判や医療観察審判では、被害者等による傍聴の規定があるのでございますけれども、これは言わば終局の裁判を傍聴していただくという仕組みでございます。今回の公判前整理手続は飽くまで準備でございます。本番である公判については、参加していただくという仕組みになってございますので、なかなかこれをそのまま持つてくるという場合には、ちょっと理屈をもう少し考えないといけないのかなというふうに思っているところでございます。

○加藤刑事法制管理官 ありがとうございます。最後に参事官の佐藤からも発言をお許してください。

○佐藤参事官 ちょっと私の方から、当局で承知している運用の例などを少々御紹介させていただきます。

委員の皆様から、検察官と被害者の方とのコミュニケーションの点について、御指摘等がありました。それで、熊谷先生から、参加を断られた事例についての被害者の方の御意見の御紹介がありました。当局としては、そのような例は全く承知しておりませんので、それは一言述べさせていただきたいと思っております。

現在、当局で承知している事例で、検察官が被害者の方とどういうコミュニケーションを取っているかということを紹介させていただければと思うのですが、まず一般的に申し上げれば、被害者参加人となる被害者の方に対する説明の程度、内容というのは、それぞれの検察官が事案に応じて、また、被害者の方の御要望を踏まえて行っているという前提の下であります。公判への支障ということは当然考慮した上で、例えば争点の内容や具体的な当事者の主張なども併せて御説明することがあるというふうに聞いています。

それからまた、説明の仕方の問題であります。これは個別に公判前整理手続が行われるたびに御説明するというのもあれば、あるいは、まとめて被害者の方に御説明する例もあると聞いております。これもやはり被害者の方の御要望を踏まえて対応しているというふうに承知しています。

具体的な例としては、公判前整理手続が非常に長くなる場合には、まとめて説明するのではなく、公判前整理手続の期日ごとの説明が行われることがあると聞いています。

それから、御遺族の要望に従ってという点に関しては、公判前整理手続の内容をどう説明するかというだけでなく、被害者参加弁護士が付いているケースでは、被害者参加弁護士の先生方に御説明するだけでなく、御要望に応じて被害者参加人御本人にも説明することもあると聞いています。

一方、検察官が、被害者参加人の方に説明するに当たって、気を付けている点というのもやはりありまして、今回の意見交換の中でも出てきたところですが、やはり被害者参加人の方が証人になる可能性というのも考慮しなければならないということで、気を遣って説明しています。記憶への影響といったところは、気を遣って説明しなければならないということで運用されていると承知しておりますし、また、公判前整理手続、先ほど奥村弁護士からもお話があったように、手続も流れがありますので、その手続の段階に応じて配慮して説明している、このように承知しております。

○加藤刑事法制管理官 それでは、一応、論点整理表の第1の4の「公判前整理手続と被害者参加制度」につきまして、一当たりの御意見は頂戴いたしました。どうしても積み残しの御発言等があれば、次回冒頭に承ることにいたしまして、次回は基本的には第1の5の「心情等の意見陳述制度」の関係から御議論いただきたいと存じます。

次回の会合は、平成26年3月14日金曜日、午後2時からお時間を頂戴しておりますので、よろしく願いいたします。

開催場所につきましては、追ってお知らせをさせていただきます。本日は皆様、どうもありがとうございました。